

個人情報に関する基本規則

第1章 総 則

第1条（目的）

本規則は、三種・八峰養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）が取扱う利用者（以下、本人という。）の個人情報の適切な保護・利用のために掲げた「個人情報に関する基本方針」を運用するための条項を定め、職員ならびにボランティア等（以下「従業者」という。）が、その事業内容に応じた個人情報保護を遵守することを目的とする。

第2条（定義）

本規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。）本人が死亡した後においてもその本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。

2 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
- (2) 個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

3 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 保有個人データ

組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令で定めるもの又は6カ月以内に消去することとなる以外のものをいう。

5 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

6 業務委託先

組合から、当該法人の業務に関連する処理を委託されるものをいう。

7 利用

組合が組合内で個人情報を処理することをいう。

8 提供

組合が組合外の者に自ら保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

9 預託

組合が外部に情報処理を委託するために、自ら保有する個人情報を預けることをいう。

第3条（基本理念）

組合は、個人情報、個人の人権尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

第4条（適用範囲）

本規則は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、組合において処理される全ての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いにつき定める。

第5条（遵守すべき関係法令等の明確化）

組合が、遵守すべき関係法令等とは、次のとおりとする。

- 1 個人情報の保護に関する法律
- 2 個人情報の保護に関する法律施行令
- 3 個人情報の保護に関する基本方針
- 4 福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
- 5 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針
- 6 組合・施設所在地条例
- 7 組合内規則類

第6条（「個人情報に関する基本方針」の制定と公表）

組合管理者は、個人情報保護方針を定め、これを「個人情報に関する基本方針」として、文書等で従業者に周知徹底させるとともに、当組合の施設内に掲示し公表する。

第7条（規則の改訂）

個人情報保護法の運用、監督官庁のガイドライン等の変更等及びその他必要性に応じて、本規則を改定する。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

第8条（個人情報の収集の措置）

1 利用目的

組合は、個人情報を取扱うに当たって、取扱う個人情報ごとに利用目的を明確にして行う。

2 取扱媒体

組合における個人情報の取扱いに関する媒体は、次のとおりとする。

- (1) 書面（契約書・申込書等）
- (2) 電話
- (3) ファックス
- (4) その他

3 適正な取得

組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

4 センシティブ情報（機微情報）

事実上の必要性があり、かつあらかじめ本人の明確な同意がある場合、又は法令の規定による場合を除き、センシティブ情報は原則として取得しない。

徴収した書類（運転免許証、パスポート、外国人登録証明書、健康保険証、戸籍謄本、住民票等）にセンシティブ情報があり、それを保存する場合は、必ずセンシティブ情報部分を塗りつぶした上で保存する。

センシティブ情報は次のとおりとする。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地、身体、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利行使に関する事項
- (5) 保険医療及び性生活に関する事項

第9条（利用の目的の特定）

1 組合は、個人情報を取扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するとともに、それを公表するよう努めるものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

第10条（利用範囲の制限）

- 1 組合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により制定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わない。
- 2 組合は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の承諾を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的達成に必要な範囲を超えて当該個人情報を取扱わない。

第11条（取得に際しての利用目的の通知等）

- 1 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面（住民票、通帳、年金手帳等、或いは電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - (3) 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第12条（第三者提供の制限）

- 1 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。ただし、以下の場合を除く。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 個人情報保護の保護に関する法律第23条第2項ないし同第4項（委託、

合併、共同利用)の方法による場合

- 2 組合は、個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その個人データの取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取扱う。

第2節 個人情報等の適正管理について

第13条 (データ内容の正確性の確保)

- 1 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努める。
- 2 保有個人情報を正確かつ最新の状態で管理するために、以下の場合は既に保有している情報を最新の情報に訂正しなければならない。
 - (1) 本人から自己の属性について訂正の申出があった場合
 - (2) 本人から再利用の申込みがあり、従前の契約等で既に保有している情報と再利用とで本人の属性情報が異なる場合
 - (3) 組合で業務上必要な調査により、本人について新たな情報を取得した場合

第14条 (安全管理措置)

組合は、取扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適正な措置を講じる。

第15条 (文書等管理に関する規則の整備)

組合は、文書等の取得・保有期間・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第3節 職員及び委託先の監督

第16条 (職員に対する指導・監督)

- 1 組合は、職員に対し、適正な個人情報の取扱い及び運用等について周知徹底を図る。
- 2 組合は、個人情報保護・利用の教育・研修体制確立のため、その実行部門を事務担当とし、次の項目の規定化を行う。
 - (1) 実施責任者を定めること
 - (2) 教育・研修プログラム及びカリキュラムを定めること
 - (3) 職員に対して年1回以上実施すること

第17条 (委託先の監督)

組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託事業者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託事業者との間で業務委託における個人情報に関わる契約書を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行う。

第4節 本人からの開示等の申請に対する対応

第18条（本人からの請求に対する対応）

- 1 組合は、保有個人データについて個人情報保護法25条ないし27条の規定に基づき、開示及び利用停止等の申請が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、妥当な範囲でこれに適切に応ずる。
- 2 ただし、組合は、次に掲げる場合は保有個人データを開示しない。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合
 - (2) 組合の業務の適正な実施に著しい障害を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反する場合

第19条（規則の整備）

組合は、前条の規定にかかる業務を適切に履行するため必要な事項について規則を別途定め、これに基づき必要な措置を行う。

第5節 組合に対する相談・苦情への対応

第20条（相談・苦情への対応）

- 1 組合は、個人情報の取扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な処理に努める。
- 2 組合は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を常設し、その他必要な体制の整備に努める。

第3章 個人情報管理に向けた体制

第21条（個人情報管理）

- 1 組合は、組合に個人情報統括責任者、施設に個人情報管理責任者、各部署に個人情報管理担当者を置く。
- 2 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者の役割
個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報の保護に関し、関連

法令等を遵守し、内部規則に従い業務を遂行するに当たっての総責任者であり次の業務を行う。

(1) 周知徹底

この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供又は委託処理につき、全ての職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。

(2) 規則の整備

組合の規則の策定及び見直し・改訂における責任を負う。

(3) 個人情報管理担当者の選任

個人情報管理担当者を選任し、個人情報管理担当者から業務状況の報告を受け、内部規則に従い業務が実施されているか確認する。

(4) 安全管理措置

個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行う。

(5) 漏えい等の際の対応

個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、組合の管理者及び施設長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県等の所管課に速やかに報告する。

(6) その他

教育・研修、その他個人情報の安全管理に関する事項全般

3 個人情報管理担当者の役割

個人情報管理担当者は原則として部署長を選任し、業務に応じて複数指名選任してもよい。個人情報管理担当者は内部規則に従い、自場所内における個人情報の保護・利用の責任を負い、次の業務を行う。

(1) 個人情報の適正な収集の責任

(2) 個人情報の適正な利用の責任

(3) 個人情報の適正な提供の責任

(4) 個人情報の適正な管理の責任

(5) 個人情報に関わる安全対策の実施責任

(6) 個人情報に関わる教育の実施責任

(7) 個人情報に関わる監督の実施責任

(8) 個人情報に関わる点検の実施責任

(9) 業務委託先に関わる監督責任（委託責任担当）

第22条（監査）

1 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、組合監査委員に報告し、個人情報の管理の状況について組合監査委員の監査を受ける。

- 2 組合監査委員は、組合の監査により、個人情報の管理について改善すべき事項があると認めるときは、管理者に報告し、関係する職員に対し、改善のための必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた者は、速やかに改善のため必要な措置を講じ、かつその内容を組合監査委員に報告しなければならない。

第23条（報告義務）

職員が個人情報保護法、本規則その他個人情報に関する規則に違反する事実を知った場合、その旨を個人情報統括責任者又は個人情報管理責任者に報告しなければならない。

附 則（平成18年5月8日制定）

この規則は平成18年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この規則は令和3年4月1日から施行する。